

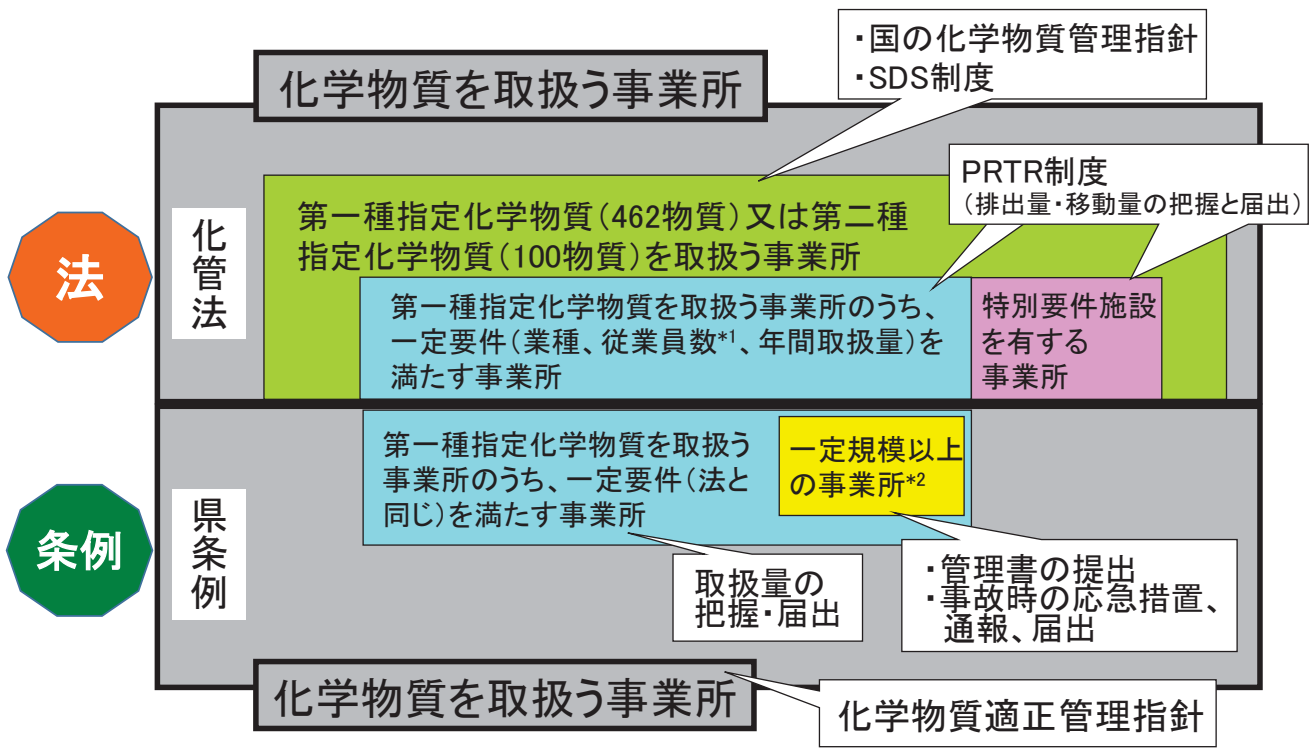
愛知県における 化学物質の現状と取組について

愛知県環境部環境活動推進課

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び
管理の改善の促進に関する法律（化管法）

県民の生活環境の保全等に関する条例(条例)

概要



*1 事業者全体として常時使用される従業員数が21人以上
 *2 事業所として常時使用される従業員数が21人以上

参考 愛知県webサイト: 化学物質適正管理届出等の手引き
<http://kankyojoho.pref.aichi.jp/Download/Download/kagaku-tebiki.pdf>

化学物質管理指針

指定化学物質等取扱事業者が講ずべき、第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の製造、使用その他の取扱い等に係る管理や、その管理の状況に関する国民理解を深めるよう努めること等に関して国が定めた指針

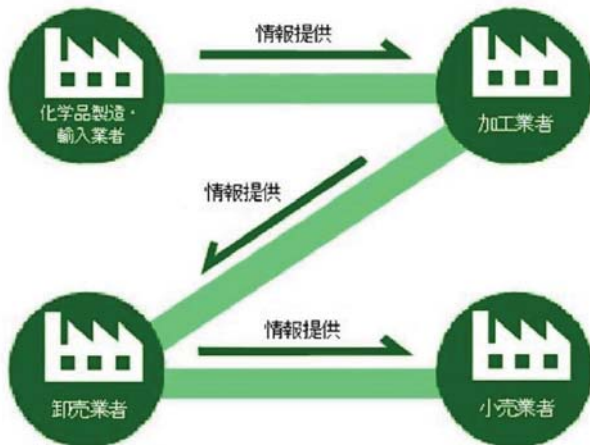
<主な内容>

- ① 設備の改善その他の化学物質の管理の方法
- ② 製造の過程における回収、再利用その他使用等の合理化
- ③ 排出状況についての国民の理解の増進
- ④ 化学物質の性状及び取扱いに関する情報(SDS)の活用

参考 環境省webサイト: <https://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/manage.html>

化管法に基づくSDS制度について

- 人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質やその化学物質を含有する製品を事業者間で譲渡・提供する際に、**化学物質等の性状及び取扱い情報の提供**を義務づける制度
 - ① SDS(Safety Data Sheet : 安全データシート)
 - ② ラベルによる表示
- 化学物質の適正管理に必要な情報提供を義務づけ、事業者による自主管理を促進する。



<SDSを提供された事業者>

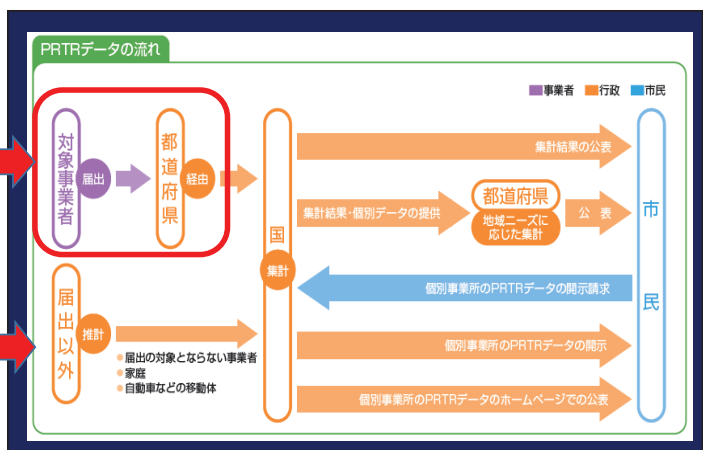
- PRTR制度の届出のための算出基礎
- 化学物質を取扱う職場の安全確保の措置や社内教育等の資料
- 化学物質の適正管理のための情報源(有害性・危険性等の情報)

5

法

PRTR: Pollutant Release and Transfer Register (化学物質排出移動量届出制度)

- 人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質(462物質)について、**環境中に排出された量【排出量】**、あるいは廃棄物などに含まれて**事業所の外に運び出された量【移動量】**を、事業者が自ら把握し、県(名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市(以下同じ)※)を通じて国に**届出**する。
- 国は、事業者からの届出に基づく**排出量・移動量を集計**するとともに、対象外の事業所や、家庭、自動車などからの**排出量を推計**し、公表する。



条例

取扱量の把握及び知事へ届出(第68条)

- 人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質(462物質:PRTR制度と同じ)を、**どれくらい製造・使用等しているか【取扱量】**、事業者が自ら把握し、知事(市長※)に**届出**する。

6

条例

「愛知県化学物質適正管理指針」(第67条)

化学物質を業として取り扱う事業者が講ずべき、化学物質の製造、使用その他の取扱い等において 適正な管理を行うための必要な方法、措置等に関して県が定めた指針

<主な内容>

- ① 年間の取扱量や排出量等の把握、性状等の情報収集、管理責任者・管理体制の整備、排出抑制対策など、化学物質の管理の方法に関すること
- ② 施設の保守点検や連絡体制の整備、訓練など事故の予防対策、事故発生時の周辺住民等への連絡や流出防止などの応急措置に関すること
- ③ 化学物質の管理や排出状況に関して、自主的な情報提供に努めること
- ④ 特定事業者該当する場合は、「特定化学物質等管理書」を作成すること

参考 愛知県webサイト:

http://www.pref.aichi.jp/kankyo/katsudo-ka/jigyoyo/prtr/01jigyousya/jyourei/shishin_kaiset.html

7

条例

特定化学物質等管理書の作成及び提出(第69条)

特定事業者※は、化学物質の自主的な適正管理を効果的に行うため、**特定事業所ごとに、特定化学物質等の**管理体制、管理計画、管理方法等について取りまとめ、書面として作成し、**知事(市長)へ提出**をする。

※ 条例に基づく取扱量の届出対象者のうち、従業員の数が21人以上である事業所(特定事業所)を有する事業者

<特定化学物質管理書に記載する主な内容>

「愛知県化学物質適正管理指針」を基本に作成

- ① 管理方針及び管理計画
 - ・化学物質の管理、排出抑制等に関する基本方針
 - ・排出削減の目標、対策、達成時期等
- ② 化学物質の名称
 - ・管理対象とする化学物質の名称(番号)
- ③ 取扱施設における管理方法
 - ・管理対象とする化学物質の製造、使用、貯蔵施設の管理方法、取扱工程(フローシート)
 - ・取扱施設からの排出抑制措置 ・代替物質への転換の検討 など
- ④ 管理組織
 - ・組織体制、管理責任者の職務、管理担当者の職務など
- ⑤ 事故の予防及び事故発生時の措置

8

条例

事故時の措置(第70条)

特定事業所において、施設の破損等の事故により、特定化学物質が大気中、公共用水域に排出され、又は地下に浸透し、人の健康又は生活環境に被害を生じるおそれがある場合は、次の措置を講ずる。

- 〔1〕 直ちに、排出等を防止する**応急措置を講じる**
- 〔2〕 **事故の状況を知事(市長)に通報**する
- 〔3〕 速やかに**応急措置の概要等について知事(市長)へ届出**をする。

知事は、応急措置を講ずるよう命令するほか、再発防止措置を講ずるよう勧告することができる。

<知事(市長)に届出する事項>

- ① 氏名(名称)、住所、法人の場合は代表者氏名
- ② 特定事業所の名称、所在地
- ③ 大気中、公共用水域に排出され、又は地下に浸透した特定化学物質の名称
- ④ 事故の発生日時
- ⑤ 事故の通報の日時
- ⑥ 事故の発生状況及びその原因の概要
- ⑦ 応急措置及び再発防止のための措置等の概要

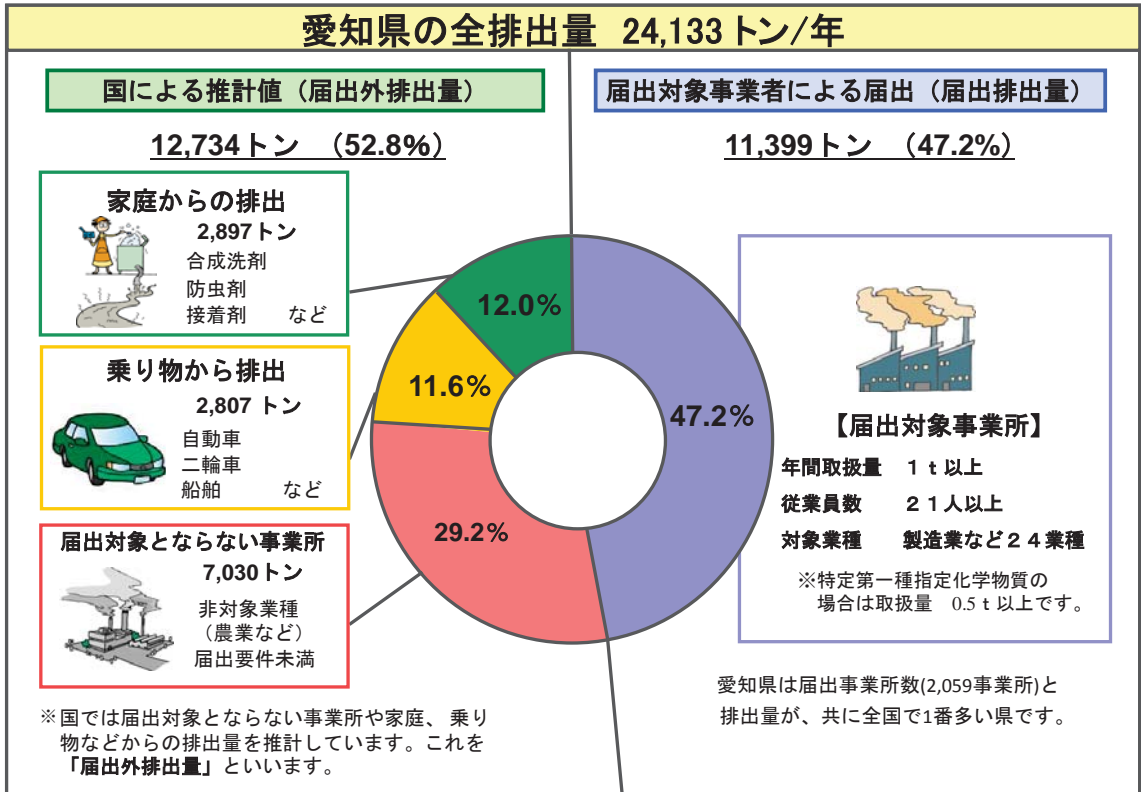
特定事業所に該当しない場合は、「**愛知県化学物質適正管理指針**」による事故時の措置をお願いします。



9

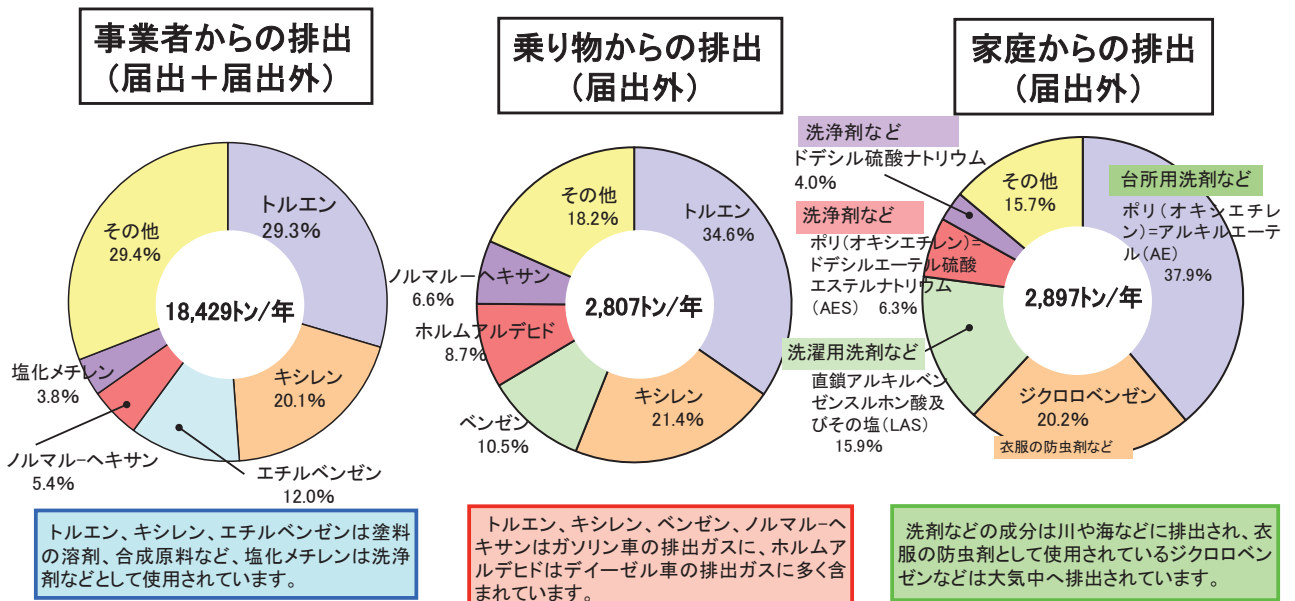
PRTR制度(化管法)・条例の 届出から集計した 愛知県内の化学物質の排出量等 (平成26年度分)

平成26年度の化学物質排出量の内訳



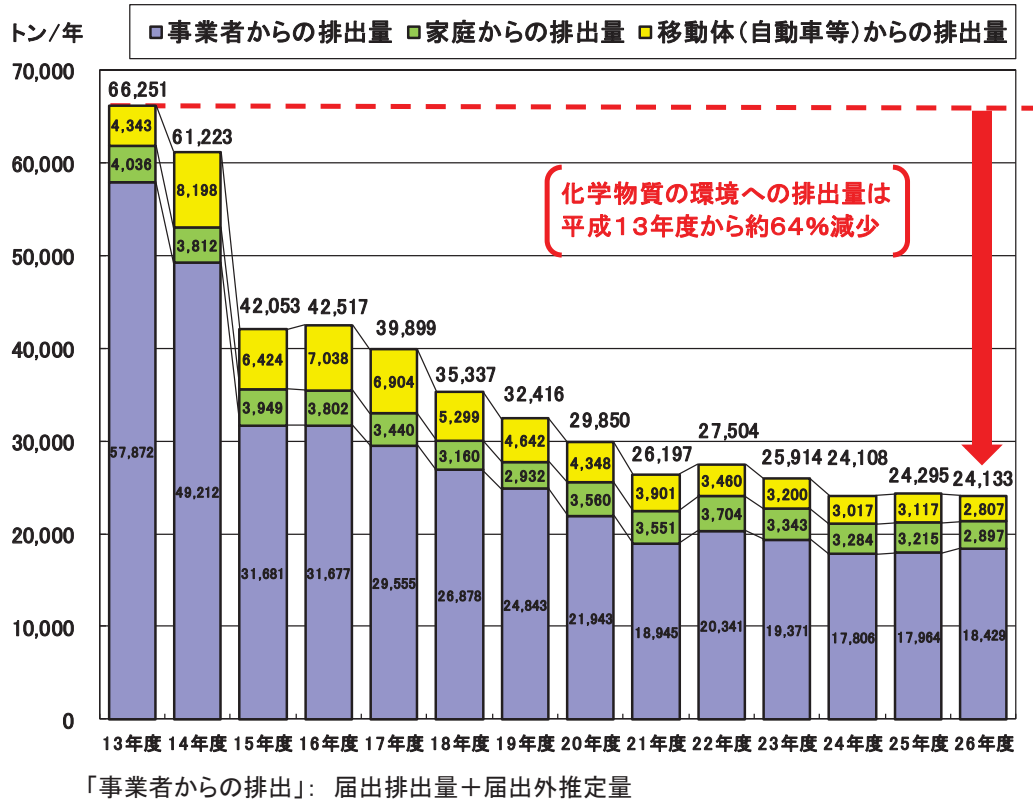
11

平成26年度の排出量上位5物質

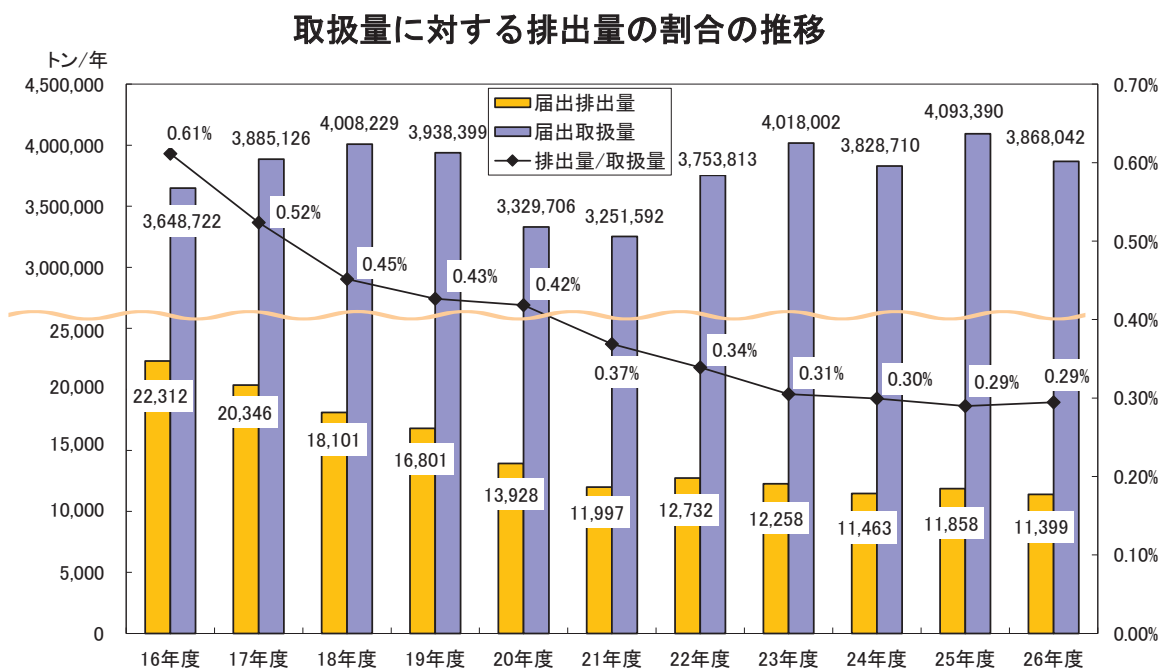


12

本県における化学物質の全排出量の経年変化



本県の届出排出量と届出取扱量の経年変化



平成26年度排出量等における他都道府県との比較

(単位:トン/年)

順位	届出排出量			届出外排出量			全排出量			届出移動量		
	愛知県	11,399	↓	東京都	16,429	↑	愛知県	24,133	↓	愛知県	24,755	↑
2	広島県	9,875	↑	愛知県	12,734	↑	東京都	18,450	↑	兵庫県	17,768	↑
3	静岡県	8,435	↓	北海道	12,396	↑	千葉県	17,149	↑	福岡県	17,107	↑
4	埼玉県	7,633	↓	千葉県	10,696	↑	埼玉県	16,834	↓	大阪府	16,328	↑
5	兵庫県	7,035	↑	大阪府	10,684	↑	静岡県	16,450	↓	千葉県	14,473	↑
-	全国合計	159,021	↓	全国合計	239,691	↑	全国合計	398,712	↓	全国合計	224,069	↑

注) 表中の矢印(↓,↑)は、平成25年度からの量の増減を示したものの。

15

化学物質による環境リスクを低減するため 何をすべきか？

- 人や生態系に対し、より有害でない製品を設計する
- 消費者等に分かりやすく表示する
- 設備改善、リスクの小さい化学物質への転換等
- 適正に管理し、環境への排出量を低減
- 事故が発生した時は、影響を最小限に食い止める
など

16